

広島県行政書士会無料相談会の指針

広島県行政書士会

広島県行政書士会（以下「本会」という）が実施する無料相談会は、行政書士制度を広く県民へ周知するために本会各支部、各協議会と連携して実施・運営し、県民の権利擁護と行政の円滑な推進に寄与することで県民生活の向上を期し、ひいては行政書士の地位向上を図ることを目的とする。

1. 本会会員は、規律ある無料相談を実行するため本指針を遵守し、積極的に無料相談に協力することで社会貢献を果たすとともに、県民の権利擁護と義務の履行に寄与し、社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
2. 本会の行う無料相談は下記事項を主な内容とする。
 - ア. 行政書士法第1条の2に関する業務の相談
 - イ. 行政書士法第1条の3に関する業務の相談
 - ウ. その他、前各号に付帯関連する情報提供
3. 無料相談会の相談員（以下「相談員」という）は、相談者のプライバシーに配慮し、個人情報に関する記載を拒絶された場合であっても相談を受け付けること。
4. 相談員は、相談者からの相談には知り得た情報の範囲内で誠実に回答し、法令に違反・抵触する情報の提供や、相談者に誤解を与えるような断定的な回答をすることは断じて慎むこと。
5. 相談員は、隣接法律専門職の諸法令を念頭に置き、弁護士法など他の法律において制限されている業務の相談に応じることがないように留意すること。
6. 相談員は、前文の目的を達成するため能力の研磨に努め、公正誠実に職務を行い、個人の営利活動行為は厳に慎むものとする。
7. 相談員は、相談会で知り得た情報の一切の使用を禁じ、かつ情報を他に漏らさないことを遵守する。

以上

平成24年8月2日施行

◆秘密を守る義務

行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密をもらすことは禁じられておりますので、知り得た秘密は厳守いたします。

◆行政書士でない者の業務の制限等

行政書士でない者は、行政書士業務を行うことはできません。

また、行政書士でない者は、行政書士又はこれらと紛らわしい名称を使用することはできません。これらに違反した者には刑事罰が科せられます。